

## 羽村駅西口土地区画整理事業に関する検証会議要綱

(設置)

第1条 羽村駅西口土地区画整理事業（以下「事業」という。）のこれまでの変遷と経過を踏まえ、今後の事業の最適な進め方を導き出すにあたり、事業と利害関係を有しない学識経験者等からの意見を広く聴取するため、羽村駅西口土地区画整理事業に関する検証会議（以下「検証会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検証会議は、今後の事業の最適な進め方を導き出すため、事業の検証を行い、必要な事項について、羽村市長（以下「市長」という。）に提言する。

(組織)

第3条 検証会議は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、まちづくりに関する学識経験者等のうちから市長が依頼する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による市長への提言をもって終了とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検証会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、検証会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検証会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、公開する。ただし、会長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、これを公開しないことができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(傍聴)

第8条 会議を傍聴しようとする者は、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長が必要と認めるときは、検証会議に諮って、これを変更することができる。

3 会長は、傍聴人が会議の秩序を乱し、若しくは妨げとなるような行為をするとき、又は指示した事項に従わないときは、これを退場させることができる。

(庶務)

第9条 検証会議の庶務は、市政の総合調整を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、第2条に定める事項について市長に提言した日をもってその効力を失う。